

## 議案第7号

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月27日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正を踏まえ、同法による規制と本条例による規制の内容が重複する規定を整理するとともに、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正を踏まえ、許可の対象とする面積について、同条例と本条例との整合を図るため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内における土砂等による土地の埋立て等について、土壌の汚染を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民生活の安全を確保するとともに市民の生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定事業 土砂等による土地の埋立て等を行う事業であって、埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上<u>3,000平方メートル以下</u>であるもの(埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該埋立て等に供する区域に隣接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等による土地の埋立て等を行う事業が既に施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積が合算して300平方メートル以上となるものを含む。ただし、当該事業に供する土地の所有者及び管理者若しくは占有者並びに当該事業を施工する者のい</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内における土砂等による土地の埋立て等について、土壌の汚染<u>及び災害の発生</u>を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民生活の安全を確保するとともに市民の生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定事業 土砂等による土地の埋立て等を行う事業であって、埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上<u>5,000平方メートル未満</u>であるもの(埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該埋立て等に供する区域に隣接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等による土地の埋立て等を行う事業が既に施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積が合算して300平方メートル以上となるものを含む。ただし、当該事業に供する土地の所有者及び管理者若しくは占有者並びに当該事業を施工する者のい</p>

れもが、既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業における者と異なるときは、この限りでない。)をいう。

(4)から(6)まで (略)

(事業施行者等の責務)

第3条 事業施行者は、その事業活動において、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止する責務を有する。

2から5まで (略)

6 土地の所有者は、土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認し、そのおそれがある土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止するため、土砂等による土地の埋立て等に関し、状況の把握、事業の監視、住民からの苦情の処理その他必要な事項について、茨城県と協力してこれに取り組むよう努めるものとする。

(許可の申請)

第7条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 特定事業区域の周辺の生活環境の保全に関する計画

(8) (略)

2 (略)

(許可の基準)

れもが、既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業における者と異なるときは、この限りでない。)をいう。

(4)から(6)まで (略)

(事業施行者等の責務)

第3条 事業施行者は、その事業活動において、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2から5まで (略)

6 土地の所有者は、土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことを確認し、これらのおそれがある土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等による土地の埋立て等に関し、状況の把握、事業の監視、住民からの苦情の処理その他必要な事項について、茨城県と協力してこれに取り組むよう努めるものとする。

(許可の申請)

第7条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 特定事業区域の周辺の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(8) (略)

2 (略)

(許可の基準)

第8条 市長は、第6条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) (略)

(2) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合するものであること。

(特定事業の廃止等)

第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は中止後の当該特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2から4まで (略)

5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

第8条 市長は、第6条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) 当該申請に係る特定事業に使用される土砂等のたい積の構造が当該特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(2) (略)

(3) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合するものであること。

2 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、前項第1号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は中止後の当該特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2から4まで (略)

5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じ

(特定事業の完了等)

第17条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令等)

第19条 (略)

2 市長は、土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第6条の許可を受けた者(第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、第6条又は第9条第1項の規定に違反して特定事業を施工した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第20条 (略)

2 前項の規定により第6条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受け

なければならない。

(特定事業の完了等)

第17条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令等)

第19条 (略)

2 市長は、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第6条の許可を受けた者(第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、第6条又は第9条第1項の規定に違反して特定事業を施工した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第20条 (略)

2 前項の規定により第6条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受け

た者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等)

第21条 市長は、第16条第5項、第17条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 (略)

(土地所有者の義務)

第23条 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染若しくは特定事業区域の周辺の地域の生活環境に係る被害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 (略)

2 市長は、土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために緊急の必要があると認めるときは、第5条の3の規定により同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、土壌の汚染の

た者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等)

第21条 市長は、第16条第5項、第17条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 (略)

(土地所有者の義務)

第23条 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染若しくは特定事業区域の周辺の地域の生活環境に係る被害若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 (略)

2 市長は、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために緊急の必要があると認めるときは、第5条の3の規定により同意をした土地の所有者に対し、期限を定

防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条又は第9条第1項の規定に違反して特定事業を行ったとき。
- (2) 第19条第1項、第2項若しくは第3項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による命令に違反したとき。

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第12条、第13条又は第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項、第16条第2項、第17条第1項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第15条第1項の規定に違反したとき。

めて、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条又は第9条第1項の規定に違反して特定事業を行った者
- (2) 第19条第1項、第2項若しくは第3項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による命令に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条、第13条又は第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項、第16条第2項、第17条第1項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第1項の規定に違反した者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る特定事業（土砂等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及びたい積を行う行為の用に供する全てのものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て等（土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。以下同じ。）を行う事業であって、埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上5,000平方メートル未満であるもの（埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該埋立て等に供する区域に隣接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等による土地の埋立て等を行う事業が既に施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積が合算して300平方メートル以上となるものを含む。ただし、当該事業に供する土地の所有者及び管理者若しくは占有者並びに当該事業を施工する者のいずれもが、既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業における者と異なるときは、この限りでない。）をいう。以下同じ。）に着手しているものについては、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

3 改正前の条例第6条の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る特定事業に着手していないものは、この条例の施行の日にこの条例による改正後の取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の許可を受けた者とみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第6条の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第6条の許可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。